

島根県総合教育会議設置運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置する島根県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 会議は、次に掲げる事項の協議及び事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（組織）

第 3 条 会議は、知事及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第 4 条 会議は、知事が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議事進行は、知事又は知事が指名する者が行う。
- 4 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（意見聴取）

第 5 条 会議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 6 条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録）

第 7 条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開の会議の議事録は、非公表とすることができる。

（事務局）

第 8 条 会議の事務局を島根県教育庁総務課に置く。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 4 日から施行する。